

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約（平成29年4月1日施行）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努める。

第2章 産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援

(試験に関する業務)

第3条 法人は、法人以外の者の依頼に応じて、産業技術に関する試験（以下「依頼試験」という。）を実施する。

2 法人は、依頼試験を実施するときは、適正な対価を徴収する。

(研究に関する業務)

第4条 法人は、産業技術に関する研究を実施する。

2 法人は、法人以外の者からの資金の提供を受けて研究を実施することができる。

3 法人は、法人以外の者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）を実施することができる。

4 法人は、前項の共同研究を行おうとするときは、その相手方との間に契約を締結する。

5 前項の契約においては、次の事項について定める。

(1) 研究題目

(2) 研究目的及び研究内容

(3) 実施期間

(4) 業務及び経費の分担

(5) 知的財産権の取扱い

(6) その他必要な事項

(研究等の受託)

第5条 法人は、研究の実施を受託することができる。

2 法人は、前項の受託をしようとするときは、委託者との間に契約を締結する。

3 前項の契約においては、次の事項について定める。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的及び研究内容
- (3) 実施期間
- (4) 受託料
- (5) 知的財産権の取扱い
- (6) その他必要な事項

4 法人は、研究を受託するときは、適正な対価を徴収する。

(相談に関する業務)

第6条 法人は、産業技術に関する相談を実施する。

2 法人は、来所相談のほか、電子媒体を活用した相談、現地相談を実施する。

3 法人は、相談を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。

(その他の支援に関する業務)

第7条 法人は、産業技術に関するその他の支援(以下「支援等」という。)を実施する。

2 法人は、職員派遣、技能者養成及びこれらに類する支援業務を実施する。

3 法人は、支援等を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。

4 法人は、支援等を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。

第3章 成果の普及及び実用化の促進

(成果の普及及び実用化の促進に関する業務)

第8条 法人は、第3条から前条までに定める業務に係る成果の普及及び実用化(以下「普及等」という。)を促進する。

2 法人は、得られた研究成果に基づき取得した知的財産権について、保全及び活用を促進する。

3 法人は、普及等を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。

第4章 施設及び設備の提供

(施設及び設備の提供に関する業務)

第9条 法人は、法人以外の者の申し出に応じて施設及び設備を利用させることができる。

2 法人は、施設及び設備を利用させる場合には、適正な対価を徴収する。

第5章 産業技術に関する情報の収集及び提供

(情報の収集及び提供に関する業務)

第10条 法人は、産業技術に関する情報の収集及び提供(以下「情報の収集等」という。)を行う。

2 法人は、情報の収集等を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。

第6章 附帯業務

(附帯業務)

第11条 法人は、安全管理、施設及び設備の維持管理等、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務を実施する。

第7章 業務の委託

(業務委託の基準)

第12条 法人は、その業務の一部を委託することが効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、当該業務の一部を法人以外の者に委託することができる。

(委託契約)

第13条 法人は、前条の規定により業務を法人以外の者に委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結する。

2 前項の契約においては、次の事項について定める。

- (1) 委託業務名称
- (2) 委託業務の目的及びその内容
- (3) 実施期間
- (4) 委託料
- (5) その他必要な事項

第8章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第14条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができる。

第9章 雑則

(その他の業務の方法)

第15条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、大阪府知事の認可のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。